

令和 8 年度第 1 回景観審議会議事録

令和 8 年 7 月 8 日

古河市 都市建設部 都市計画課

【司会】本日の司会を務めさせていただきます都市計画課長の島崎でございます。よろしくお願いいたします。

今回の審議会は令和 8 年 7 月 1 日の委員改選後初めての審議会となりますので、審議会前に委員の皆様には委嘱状の交付を執り行わさせていただきます。

委嘱状交付に先立ち事務局を代表いたしまして都市建設部長安原よりご挨拶申し上げます。

【部長】都市建設部長の安原でございます。本日はご多用の中本審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。また日頃より、委員の皆様方には景観行政を初め市政全般にわたりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて本市では、令和 4 年度から優れた景観として市の財産といえる歴史博物館周辺をさらに周知するため、また景観まちづくりの核となる人材を育成し、市民の景観意識の醸成を図るため、市民参加のワークショップおよびまちづくりイベントを実施しております。

また昨年度、委員の皆様にもご意見をいただき景観計画届出チェックシートの改定を行い事業者の皆様にも、景観形成の更なる深化を図っているところでございます。

本日は報告事項として景観まちづくり事業および景観関連届出の状況につきましてご説明をさせていただきますので、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りたいと思います。誠に簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】ありがとうございました。それでは早速委嘱状交付をとり行います。
(委嘱状交付)

【司会】なお委員の任期につきましては古河市景観条例第 27 条第 3 項により 2 年間と定めております。委員の皆様につきましては、今後ともよろしくお願いいたします。以上をもちまして委嘱状交付式を終了いたします。

それではただいまより、令和 8 年度第 1 回古河市景観審議会を開会いたします。なお、本会議は原則公開とさせていただきますが、本日の内容は諮問案件もないことから、非公開とさせていただきます。

議事録につきましては、市ホームページに掲載し、公開させていただきます。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず会長選出でございますが、古河市景観条例施行規則第 22 条第 1 項により古河市景観審議会に会長を置くことと定め同項第 2 項により会長は委員の互選により定めるものであります。いかがでしょうか。

(事務局一任)

ただいまの事務局一任の声がございましたので、事務局といたしましては他市審議会の経験もあり、まちづくり景観にも造詣が深い委員名簿一番の松本委員にお願いしたいかと考えてございます皆様いかがでしょうか？

（異議なし）

それでは、名簿一番松本委員にお願いいたします。それでは会長からご挨拶をお願いいたします。

【会長】古河市の景観審議会の会長を引き続き務めさせていただきます松本昭です。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】次に職務代理者の指名に移ります。古河市景観条例規則第22条第4項の規定により会長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するということとなっておりますので、松本会長からご指名をお願いいたします。

【会長】それでは引き続きB委員さんをお願いできますでしょうか。

【B委員】承知しました。

【司会】ありがとうございます。次に専門部会につきまして、古河市景観条例施行規則第24条の第2項により会長が任命すると定めておりますので、松本会長から任命をお願いいたします。

【会長】こちらにつきましては、去年の景観審議会を踏まえまして、開発行為につきましてはB委員さんとC委員さんと私（会長）、重点地区・重点路線の建築物につきましてはB委員さんC委員さんD委員さん、重点地区以外の建築物については、B委員さんC委員さんA委員さんということで、共有されていたかと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは早速ですが議事に入らせていただきます。進行につきましては、古河市景観条例施行規則第23条第2項の規定により会長が会議の議長となるととなっておりますので、進行をお願いいたします。

【会長】会議につきましては慎重かつ能率的に進めさせていただきます。では会議の成立について事務局よりお願いします。

【事務局】ここで委員の出席状況についてご報告いたします。本日は5名の委員中5名の出席でございます。したがって古河市景観条例の規定による半数以上の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

【会長】次に会議録の署名委員を決めたいと思います。こちらはB委員よろしくお願いします。

【B委員】よろしくお願いします。

【会長】 それでは議事に入らせていただきます。今日は報告事項ということで三つご用意されておりますが、これらについて積極的に忌憚ないご発言をお願いいたします。

まず報告事項1と報告事項2については一括でご報告ということでお願いします。

【事務局】 ご報告をさせていただきます。

まず、これまでの景観形成事業についてですが、令和3年度まで古河市景観賞を実施し、優れた景観の形成、啓発に貢献している個人・団体の表彰を行ってきました。令和4年度に景観形成重点地区に関するアンケート調査を行い古河市の現状の把握や課題抽出をしまして、まちの魅力発見ワークショップを開催し、古河市の目指すべき姿、今後の方向性などを検討してまいりました。それを受け、令和5年度より歩きたくなる場をつくる社会実験として、景観重点地区でのまち巡りイベント出城ノモリを開催しております。

次に報告事項1、令和7年度景観まちづくり事業について報告いたします。令和7年度は、令和6年度の相談編、実践編に加え、伴走編として、市民が自走してまちづくりに参加する一歩として、ヨルコイ夜市を開催いたしました。市民が自ら企画運営し、市民を中心としてイベントを開催することができました。この企画の成功により、自分たちで運営していくことの自信へつながったことと、人材が育成されていることが形になったものと考えております。

次に報告事項2、令和8年度景観まちづくり事業について報告いたします。

まず、わくわくワークですが、昨年同様4回のワークを重ね、10月4日の日曜日に開催する出城ノモリで、市民のアイデアを形にしていくためのワークショップを開催いたします。景観形成重点地区を訪れるきっかけとなるようなイベントを参加者とともに企画していきます。本年度は、以前からの参加者に加え、大学生のチームや地元の若い人材が多く参加してくれています。若い人たちがまちづくりに関わる、良いきっかけや場づくりになっているものと感じております。

まちづくりイベント出城ノモリについてですが、今年は10月4日の日曜日を予定しております。掲載している資料の写真は、昨年度の様子です。昨年度はあいにくの雨で、お堀周辺が少し寂しかったように感じましたが、約3500名の来場がありました。歴史博物館、文学館、街角美術館にご協力をいただき、3施設の入場を無料としていただきました。初めて訪れた方の入場もありまして、魅力的な施設があることを知っていただけたのではないかと思います。現在ワークの参加者と内容について検討中ですが、今年はまち巡りのエリアを駅西周辺まで広げて山水はなももプラザでの展示やワークショップ、富岡酒井蔵での落語教室の開催、駅から歴史博物館までの動線上にある店舗の軒先などの活用などもワー

ク参加者から意見が出ております。本年度の内容が決定いたしましたらご案内させていただきますので、ぜひお越しいただければと思います。

また本事業は本年度で5年目になることから、一つの区切りと考えております。現在のワークのメンバーから継続したいとの意向も受けておりますので、今後は市民が主体となって開催していく予定でございます。報告は以上です。

【会長】では今の報告で何かご意見、ご提案などよろしく願いいたします。

【B 委員】これまでの景観形成事業についてですが、いろいろ調査し、具体的な社会実験ということで進んできたということで、先ほどお話あったように令和9年以降市民を中心にとすることで多分ここからが一番実は大変だというふうには思っております。

お聞きしたいのがまず一点ありまして、例えばこういう活動に積極的に参加いただいている市民の方ですとか、そういった方がどういう方なのか、把握しきれてないのでまずそういったものをお伺いして、今後、ここまで一緒に頑張ってきた方をサポートしていく体制づくりを何か想定されてるものがあればお伺いしたい。

【事務局】まず参加者の方ですが、多様な皆さんに集まっていただいております。例えば元々子ども向けの活動をしている団体の方であったり、80代のご夫婦で参加いただいたり、イベントに参加していた小学生が自分も参加したいということでそのご両親と一緒に参加していただいたり。あとは地元で商店を開きたいというような方も参加いただいたりしています。あと大学生ですね。運営委託業者の代表である金子さんがメインとなってサポートして皆さんを繋げていただいているところです。

今後の活動へのサポート体制ですが、市は主催とはなりません参加者の皆さんも自分たちでもっといろいろつくり上げたいという意見がでておりまして、まずは皆さんでどのような活動をしていくのか、今年度はそこを練っていただいているところです。もちろん資金などの面もあるとは思いますが、実際に運営となりますとやはりメインで活動していただく核となる方が必要となってきました、だいたい今までの活動で皆さんが育ってきているところではありますので、具体的なサポート体制は皆さんと相談しながら一緒につくり上げていければと考えています。

【B 委員】これまで景観形成事業は、行政側から景観行政をこういう形でこういうふうにしようというアプローチだったと思うんですけども、そこに向かっていくものと今これから市民の皆さんが考えているものと隔たりができると思いますか、方向性をきちっとすり合わせ、整理して共有していくというのが必ず必要かなと思います。

私も今水戸の自分の事務所、住まいの近くで、これまであった旧商店街が解散するような状態になって、そのエリアで昔からやっている方だけでなく、新規で来て方、近くに茨城大学があるのでその学生と、あとは留学生を中心にして、そういう方たちに協力を仰ぎながら、商店を引き継ぐ形で新しい商店街を立ち上げたりってこともやっけていまして、何かそういう、これまでの組織形態があったものを別な形で引き継いでやるとかっていうようなやり方もあるのかな。そうすると、昔からいた方と例えば若い方たちと入ってこられる方が幅広く参加していけるような媒体ができるといいのかなと思いました。以上です。

【司会】今まで5年間やってきてい中で、先生からご意見いただいたように、地元の自治会とのタイアップであるとか、イベントの中で高校生なんかも学校単位で参加してくれていて、地元との繋ぎというのがだいぶできてきたので、今後もしういった展開をしていければと思っています。

【D 委員】確かに今後どういふうに展開していくかはとても難しいことです。それで大事なのはやっぱり中心となる人がどういふうに人をつなげる力があるかということだと思ふんです。その人がいるから繋がるみたいなのところがあるんで、そういう人をどういふうに市がバックアップできるかってことが、とても重要ですよ。私もいろんなことに関わっていく中で、その人がいなくなることでよってその活動が消えてくっていうのを延々と経験してきた。だから、誰がその中心になってるかっていうことを行政側も見極めてその人をバックアップするっていうか、それが多分残れるかどうかの重要なファクターな気がします。

【C 委員】お2人が話されたことも本当に同感だなと思っけて伺っていたんですけど、私は別のところで公園の自然再生に関係するところにもちよつと関わっているんですけど、そこは生態系のプロの人たちがいて、その人たちが直接公園に来る市民のボランティアさんと何かやるんじゃないくて、その間に中間組織的に「水辺守」さんっていうメンバーをちゃんと名前を作っけて、その人たちが大勢集まる市民の方といろいろとやり取りするっていう、何か役割分担みたいなのがあるんですよ。出城ノモリもずっと継続して参加してくださる方だとか30名ほどいるっていうことなんですけど、そういう人たちに何かグループの名称みたいなのを与えてみて、すごくやる気を持っけていただいけてこれからも引っ張っけていきましようみたいなことができるといいのかなというふうに思っけたところですよ。

それからもう一つは先ほど大山さんがおっしゃっていた通り、これ社会実験ということで継続できていて素晴らしいと思っけているんですよ。ただいろんなイベントを今度は参加者主体で考えていくような方向に向かっけていくと、それと同時に景観形成っていうことがどういふ成果に繋がっけていく、どういふ効果を上げていくのかっていうところを意識しないと、ただイベントが続いていくだけになっ

ちゃうのも残念だなと思っていて。社会実験というのを、私が関わってるところでは「景観」をちゃんとくっつけて「景観社会実験」として、商店街の人たちに我々のやってることは「景観社会実験」なんですっていうふうに、学生さんを通じてアピールしてもらっていて。それで交通系の社会実験とこれは違うんですよって話をするんです。交通系の社会実験はハンプだとかそういう物理的なデバイスを、本格的に作る前にやってしまったら後戻りできないから試行的に実験してみて、本当に大丈夫かどうかだとか、騒音で困るんじゃないかなとか、交通の方もやっているけど、景観はちょっと違うんですよ。で、形が何かできるというよりは、学生たちと商店街の人が交流してるんですけれど、将来的には地域の景観まちづくりブックみたいなものを作ってこんな景観作りたいよねっていうのを、商店街の人と一緒に考えてみようかとかですね、そんなような目標を立ててるんですね。何か形があるものとかそういうことと、あと年間でイベントを何かやっていきたいと思います。イベントの中では景観をテーマにして、お店の前をその1週間だけは何か景観というテーマで、ちょっと彩りをやってみようという学生が提案したことを商店街が受けてやってみるとかっていうことを、それはもう永久的に残るものじゃなくて、一時的に出現するだけでそれがまた出城ノモリみたいに繰り返されていく。だから、ハードウェアができるものじゃないんだけど毎年その景観というテーマで、地域の人たちがこういうことやると何か効果があるのかなとか、将来的には何か建物が、変化していくときにちょっと景観を意識したものになっていったらいいかっていうことが、なんかじわじわと伝わっていくみたいなそんなことが社会実験としてはテーマになるのかなと思うので、出城ノモリもいろんなイベントがたくさん集まってるんですけど何かその場所とか、景観について参加者がどういうふうに感じたのかなとか、アンケートをやったりした中で市民が景観についてこんな風に考えてるっていうのが見れるようにするとか、そういう工夫もちょっとあるといいのかなと思いました。

【会長】はいどうもありがとうございます。今の先生方のご指摘、ご意見に市から何かあればどうぞ。

【事務局】出城ノモリ自体も景観をテーマにはしているんですが、多種多様な皆さんが集まっていて、いろんなやりたいことがありますので景観の内容でこの地区を巡りやすくするようなものを考えていただいたりということはしているところです。今年度は景観計画を広めたいということで、出城ノモリで景観10地区に関しての写真を市民の方に撮っていただいて、景観を宣伝するブースなんかも検討しておりまして、今後も市民の方でやっていただく中で、そういった景観をさらに広められるブースも一緒にできればと考えているところです。

【C委員】それはいいですね。届出のところでもちょっと郊外の方の景観のこと

はどうなのかなっていうことも思って。そういうイベントはいいと思います。ただ出城ノモリでいろんなワークショップ、プロの方が出たりとかやりたい人や企業とが参加して話題になったりとか、だからまちづくりっていうことをやっぱり継続的にいろんな人に担っていただくようにするっていうところが本当は本音の大事なところだけれども、それをやりながら結果として景観もっていうふうに、もう景観だけでそれ狙っていくっていうんじゃないくて、市民が参加するまちのいい活動が景観に広がっていくみたいな考えではあればいいのかなというふうに思っています。

【A 委員】 去年も出城ノモリへ行ったんですけれども、小雨降中だったのでささと1時間ぐらいで帰ってきてしまったんですが、今回もコンパクトで1時間ぐらいで全部回れちゃうんですね。コンパクトですごくいいんですけれども、やっぱりもう少し何か滞在時間が長くいられるイベントだといいなっていうのをちょっと感じましたので、今年は富岡蔵の方でも何かやるということなので、その間も少し歩きながら楽しいめればいいなと思いつつ、あと久々に鷹見泉石の方も行ってみたら、何もイベントやってないんですね。やっていないけれど、すごくいいところなのでそちらももう少し活用できるようなものがあるといいなっていうのを少し感じました。

【会長】 景観まちづくり行政を少し振り返ってみると、今のお話を聞きながら思ったのは、歴史的な経過と背景を見ると今は第3期目ぐらいに当たると一般的に言われています。第1期目というのは昭和40年代から50年代からバブルに達する頃までなんですけど、景観とかまちづくりをする行政は重要な建築物とか立派な建物が開発という圧力に直面して、市民が残したい、だけど行政は法律上無理だからってことで、市民主導で良い景観とか開発業者に対していろいろプレッシャーを与えたり運動してきた時代がずっとあって、そのときは市民と行政とどっちかというやや対峙的な対立的な関係が多かったんですけど、それを乗り越えて一緒にやろうってなったら、90年代ぐらいからバブルがはじけて、個々の景観条例から、2004年に国としての法律である景観法ができた。

それが第2期のスタートで、行政がお金と公権力を持って、いい結果を作っていくということで、バブルがはじけたが、1996年から2010年ぐらいはそういうだからまだそのときは右肩上がりで、行政もちょっとだけ投資枠があっってお金を投資できる。ところが2010年ぐらいから人口が減少してきた。行政は社会福祉補償費で手いっぱい。まちづくりなんかにお金を投資できない。そういうようなことで空き家が増えて、空き店舗が増えてどんどんどん、基本的には日本っていうのは衰退をしていくんじゃないか、そういうような時代の中での景観行政というのが問われる第3期の時代になってきた。

その中で今、大きなトレンドとしてはやっぱり行政が中心で、景観行政を作って右肩上がりを目指すのではなくて、行政はまさしく皆さんがやっているような、頑張る人を応援したり、人と人をつないだりするプラットフォームを作るのが行政であって、そういうようなところに徹しないと、全て行政が先陣を切って全てやるのは、人もいるし金も足らないと、そういうような時代の中でいろいろな取り組みをされてると思いますので、そういった歴史的な背景とか流れとか、社会課題があるっていうことを踏まえると、より明確な戦術が多分見えてくるんじゃないかな。そういった中で景観ってある行政分野の1テーマじゃなくて、そこに、例えばまさしくその空き店舗問題であったり、活性化だったり、観光だったり暮らしの質の改善とかいろんなものを全部繋げてあげるようなそういうような観点で、今皆さんの取り組みが行われてるんだっていうことを位置付けると、何が足らないか、あるいはもっと何をやらなきゃいけないかっていうのが多分見えてくるのかなというように感じて聞かせていただきました。

古河が景観を一つの大きな価値観に据えた中で、その商店街の再生とか空き店舗活用とかやらないと、単独で普通の商店街の再生じゃなくて、出城界限にしても、駅の周りにしても富岡・酒井蔵にしても横山町にしても、オリオン商店街にしても、やっぱり「景観×商店街」だっていう問題意識を持ってやるのが、古河の一つの強みなんじゃないですかっていうことを雪華さんなんかも考えられているので、そういったことが言えないとワークに参加している30人のその取り組みが、やっぱりどっかに具体的なフィールドを落としてあげて、事業として何か花開くようなことが重要なかなと思うと、そんなようなものも一つあるのではないかなというふうに感じているところであります。

【D 委員】今予測されている人口減少は2040年に古河市は11万人になってしまう。そういう時に景観はどんな役割を果たすのかを考えたときに難しい問題だなと思っています。人口減少の中で商店は維持していけるんだろうか、そうすると住宅と店舗とか、そういうものが混在型の、それでいて住みやすい街をどう作るか、住む人にとって、その町がどうあるべきかってことを考える。スーパーだったり診療所だったりそういうものがバランスよくあることによって住みやすいっていう街をどう作っていくかっていうことの中で、都市の構造も考える必要がある。

今の都市計画の概念というのは少し考え方を変えないといけないだろうと。法律自体も、今のものは人口が増加してる時代の名残だから、そのところをもう少し具体的に考えるべき時代になっていて、今までの概念自体をちょっと考え直したらいかがですかっていうことを市の方は本当に真剣に考え直さないといけない時代。

【会長】具体例で言うと例えば商店街があつて、もう空き家、空き店舗になって、ボロボロで、壊して更地にしたとき時に、大きく二つの選択肢があると思う。更地にしたときに、更地だとやっぱり土地利用されてないといひますか、歯抜きの商店街になっちゃうけど、お店なんて来ないからもうアパートでもマンションでもいいから入れちゃうと。そういうことを良しとするのか、いや、駐車場の方がまだいいと、商店街の駐車場、あるいは農地にしちゃおうみたいな人もいるんですが、そういう土地利用の密度が低くなつたときに、どうひう考え方でその地域を考えるのかつてのは、全て一律じゃないにしても、何に価値観を置くかによつて、考え方が多分違つてくる。古河の場合、例えば、オリオン商店街でいくつかが家が壊されちゃつたときに、行政としてはその後どうするか。成り行きに任せちゃうのか。行政として何か手を打つのかどうなのか。

全国的に一律の答えじゃないかもしれないけど、やっぱり考え方のプライオリティはいくつがあると思うので、東京なんかはマンションになっちゃうんですよ。それで東京都や区は何ら規制しません。それはもうしょうがない。人が住めばまたニーズが出るので、お店が出るかもしれないとそういう考え方ですけど。

【D 委員】古河の都市としての成り立ちをどのくらいのエリアに考えるかといふときに、駅中心に 300m ぐらいがいいんじゃないかといふ人と、13 万、14 万人の都市だったら、そんなレベルじゃないといふ考え方があるんですよ。でもそこはなかなか市民としては納得できないだろうしといふ。でも、現実的には多分そうしないとなかなか都市として成立しないのかも知れないなつて感じがします。

【C 委員】難しい問題ですね。一律ではないとおっしゃつたのが多分そうなんだろうなと思つて伺つてました。ただ場所柄から考えると、例えば交流型の空間施設といふのはあるけどそんなものはそこまでいらないうといふことにもなる。コミュニティのための場とかですね、基本的にはやはり何らかの生産性のある土地として活用しなきゃいけないので、商店街といつても住と商をやっぱり混在させていく、住むのに魅力的な環境を周りから整えて土地がちゃんと回るようにしないといけない。

【会長】この時代行政のほうで多少お金があれば、開発事業で 3、4 階のマンション作つてあげて、1 階はお店が入るような仕様にして、そこは比較的若い人が住むように何らかの公的な補助金をつけてあまり郊外に拡大しないでコンパクトに住めるような、そういう事業が多分立適だと。そういう考え方は出してるんですけど、具体的な事業が用意されてないと思ひますので、そういうことをほとんど事業化されてないと。だけど考え方としてはそれぐらいの状況だと思う。そういうようなことを景観行政の観点からも何かできればいいんですけど、言うは

易しで。

【C 委員】立適でコンパクトにしても必ず土地はありますので、人口を受けとめる施設以外のところは、さっき農地という話が出ましたが、やっぱり緑化を入れてくる。この前も5月に日経で日本は世界の緑地化と逆行とかそういう記事が出ましたが、ヨーロッパは本当に酷暑になっていて暑さ対策ってものすごく重要で、緑を増やすという戦略を強力に打ち出しているっていう記事だったんですけど、日本はどんどん下がっていると。将来のことはなかなか実感が湧かないかもしれないけど、街中の緑環境というのは、単にその景観の観点ではなくて、本気で環境的に必要になってくる。住める環境として、あと防災も絡めてそういうグリーンインフラを土地として転換していくっていうこともあるかなと思いますね。

【会長】では報告事項3について、市の方からご報告をお願いします。

【事務局】報告事項3の景観関連届け出等の状況につきましてご説明いたします。

景観計画区域内の行為届出件数ですが、令和7年度は全部で15件でした。令和6年度は25件でしたので10件ほど減となっております。内訳は新築が工場が2件、倉庫が2件、店舗が1件の計5件です。工作物が携帯の基地局の1件となっております開発行為につきましてはコンビニが1軒分譲住宅が4軒、店舗が1件、倉庫が2件、診療所1件の計9件です。令和8年度現在は6月末現在で4件となっております。内訳につきましては新築が工場2件となっております。開発行為は店舗が1件、倉庫が1件の計2件となっております。こちらは随時皆様に情報提供させていただいているところであります。参考までにですが、去年度の古河市の建築確認と開発の件数ですが、建築確認が令和6年度が566件、令和7年度が563件ほぼ横ばいとなっております。開発行為につきましては令和6年度総数が85件、うち大規模が22件、令和7年度が総数70件に対しまして大規模が11件となっております。

続きまして7ページをご覧ください。

屋外広告物の許可申請件数となっております。下から2番目、令和7年度は全部で266件でした新規が36件、更新が206件、変更が24件となっております。令和8年度6月末時点で54件申請がでております。

続きまして9ページをご覧ください。

立地適正化計画に係る届け出件数です。令和7年度につきましては居住誘導区域以外における届け出は0件です。都市機能誘導区域外における届け出が3件となっております。令和8年度は6月末時点で現在届け出は出ておりません。

最後に10ページをご覧ください。

太陽光発電設備の設置事業事前協議件数となっております。令和7年度は全30

件となっております、畑山林が最も多くなっております。令和 8 年度 6 月末時点で現在 10 件となっております、畑が最も多い 4 万 662 m²となっております。令和 6 年度がピークで件数が減ってきている実感はありますが令和 4 年度以降と比較いたしますと件数はまだ多くなっている状況です。

また太陽光発電の設置および維持管理に関する古河市の条例が 7 月に改定されまして、新たに抑制区域が導入されることとなっております。景観形成重点地区と重点路線はさらにもとよりですね、住宅系の市街化区域とその境界から 300m 以内の範囲を抑制区域としまして、太陽光発電設置業者に事業を行わないように協力を求めることができる。強制力はないんですがより設置が厳しくなる方向への改正となります。

説明は以上となります。

【会長】はい。どうもありがとうございました。今の報告で何かご意見があれば。

【D 委員】太陽光発電の関連は、今の説明だと、景観区域は当然ですけども、住宅系市街化区域の 300m ということは調整区域とかなんかは関係ないってことですね。というのは、もう遅いんですけども、公方公園の南側の畑が太陽光になっていて大丈夫なのかなって。

【会長】あと基本的な考え方はやっぱりいろいろ社会問題化していて、景観の問題もさることながら、もう一つは特に斜面地とか山林の法面とかに作られると大雨が降った時に非常に土砂災害の危険がありまして、大きく関心がある。例えば、静岡県の熱海とか伊東とか、伊豆半島の付け根の東西は今太陽光パネルに狙われていて。そういうようなことに対して、行政と市民が反対してるというような状況が続いてるんで、みんなの反対の理由は、もちろん景観もあるんですけど、やっぱり大雨が降ったときにその斜面地が崩落をするんじゃないかっていうような問題がかなりあります。そうじゃなくても、土石流で大問題になっているところなので。そういう問題があるので、古河の抑制したその理由が、景観面なのか、環境面なのかそういう自然災害防止の観点なのか、その辺りの背景を少しご案内していただけますか。

【事務局】第一種住居地域の隣地が調整区域になっている場合は、その調整区域も含めて 300m の部分は抑制地域になります。あくまで抑制をする区域ということで強制力はなく、罰則などありません。

背景としましては、こちらを所管しているのは環境課となっております、昨今問題になってます住環境を守るためにまずは抑制区域を設けるということで進めているところです。

【C 委員】住環境というのは反射に対してですか。

【事務局】反射とか、管理とかですね。雑草が繁茂してしまうとか。市民の方か

らも苦情やご意見が多いということで、もっとそこをさらにしっかりと固めるためにいろいろ改正をしてるっていうところです。

【B 委員】太陽光のトラブルとかなんかが結構出てくるんですけども住民説明不足とかっていう、そのあたりってのは解決してることなのかどうなのか。

【事務局】届け出の際には周辺の方に説明会を開くということは以前から盛り込まれておりまして、そこら辺のトラブルが大きくあるとは聞いてはいないところではあります。

【会長】設置は畑とか田んぼで遊休化してるところにパネルを乗つけるんですか、それとも最近では技術がすごくて田んぼとか畑でちゃんと耕作をしてる上に、かぶせるのが主流になりつつあって、ものすごい特許で、下の畑も育つし、その上のパネルも OK だっていうことで、絶妙のバランスでですね太陽光パネルの羽根が稼働することによって太陽光をコントロールして、下の畑とか田んぼの耕作物を一緒にコントロールする技術が最先端である。

古河市の場合は土地が空いてるから作る、例えば休耕田、森林なんかも伐採して太陽光にしてるところがほとんどですか。

【鈴木課長補佐】松本会長が言ったような太陽光の下で耕作しているものも多くはありませんが古河市にもあります。

【C 委員】届出の話ですが、前回の会議では事前協議の話がありましたが1月から確か4件ぐらいは資料いただいてましたよねメールで。それが一応専門部会適用外だったと思うんでそれはそれでいいと思うんですけど、実際に工場とか倉庫あとドラッグストアとかそういうことの資料を見ながらこれは専門部会に諮るものではないなっていうのは納得して見てたんですけど、その物件を見ていると、新4号の近くだとか、そういうところで結構色が明るいなというふうに思いました。

一つの資料の中で N8.7 っていうほとんど白っぽい色で、周辺にもそういう類似した施設が既に展開してきてるようなところだからそれほど問題ではないと思うんですけど、ただあまりにも明るすぎ、眩しすぎとかっていうのが、あの辺りの平地林だとかやっぱり緑の環境の景色の中で輝くような明るいものは、景観としてはあまり合わないところもあるのかなとちょっと感じます。

だけど一応古河市の基準は明度は規定してないですよ。それと誘導基準が手引きの中にあっただと思うんですけど、そこも彩度抑えておけば、明るさはもう問わないということで現状そういうふうにできているものなので公平感の観点からあまりそういうところは言わなくてもいいのかなと思うんですけど、せめて例えばあんまり光沢が強すぎるものとか、新4号も結構古河市を通り抜ける重要な道路、重点路線ではないけれども、その区間のところに来たときにあまり強烈な

ものがあると、ということもあるのでそれはちょっと注意しないといけないだろうし。ただ、そういうことを言うんだとすると、その専門部会で協議をするべきかどうかというのを判断する難しさがあると思うんですけど、どういうときに部会の中で議論した方がいいのかっていうところで、それでガイドラインがそのよりどころになるんだろうとっていて。ありますよね指針が。そういうところで、もしかしたら郊外の方も含めて、重点地区を事前協議対象にしようという話が提案されて、だけれども基本的にはそれだけじゃなくて一定規模の届け出のあるものは対象にしようって広げたわけですよ。その広げた部分をどういう状況ならば専門部会で議論するのかっていう部分が見えないと、送られてきた資料を見ながら思ったところです。なので、ガイドラインのどこを注目して、場合によっては専門部会で議論するのが、今回の物件は明度のこと私言っちゃいましたけど、それで送るとするのは、多分当たらないと思うんです。誘導基準だって OK な物件なんで。だけれども、定性的に景観として課題があるものをどう見極めるのかなっていうところは前回あんまり十分議論できてないんじゃないかなと思う。例えば緑のところも多分緑化については敷地の何%とかというのは県か何かの基準は多分あってそれは粛々とその通りにやっていけばいいと思うんですけど、ただ周りがそういう遠方にずらっと農地が広がって行って奥の方に平地林が結構背が高く景色としてはあって、その手前にいろんな建物がポツポツとという景色で、背景にある平地林の景色みたいなものにどういうふうに合わせていくか。そうすると色か、あるいは敷地の中の緑化かなというふうになって、緑化の芝地みたいなところをたくさん入れるんですけど、そういうときに聞き取りや、建築の圧迫感を下げるとかっていうそういうことを議論する専門部会をどういうときに待つのか、これがちょっと課題としてある。

【会長】今の C 委員のご意見を踏まえると、景観っていうのは基本的にはもう景観計画でいうと例えば本当に景観を構成する要素の議論であったり色彩だったり、そういう個別的な景観基準ってのはそれなりにあって、その個別的な景観基準の基本的なルールっていうのは、これだったらこれだって変わって、色彩で言うところの中に後ろの方に色彩の基準があって明度については 9 まで全部 OK なんで、早々と明るいまで OK。だけれど一方景観って総合的なものなのでその場所とか背景とか周りの関係とか個別には OK だけれど総合的に OK かっていうと必ずしもそうではないことが多々あるので、行政がちょっと引っかかっていたら各専門部会の方にフィードバックをしていただいてもいいのかなという問題意識が背景にあるのかなって一つ思うことと、もう一つは今まで 1 月から今日まで情報提供いただいたのが 4 件なので、各先生方、部会ごとに 3 名いますけど順番決めという件数がすごい多くないんであれば、対応可能であれば試行的にやってみるっていう

のも一つ可能性としてあるのかなと思います。

【C 委員】やはり重要なのは重点地区だと思います。重点地区がでてきたときにどういう議論をするのかということなんですけれど、ガイドラインがあって基準はちゃんと守ってるけれどいろいろと資料を見ると、周辺環境からして問題があるといったときには、専門部会に回して、でもそのことも周辺にこういう景観資源があるから、だからあの専門部会に行くんですよっていう業者向けの説明根拠が要ると思うんですよね。そこら辺まずは試行的にできるのが一番いいと思うんですけれど、まずはそういう課題となるものを送ってみる仕組みというか、そこが難しいですよ。そこが課題かなと思っています。

【事務局】明度に関しましてはおっしゃる通り基準がありません。ただお話をお伺いしまして、やはり業者の方との協議の中でお願いはなりますがそこも一つとして、協議の中でお伝えしていけたらなとは思っております。

【会長】他の市の経験から言うと、例えば事業者の方から何をどういうふうにしていいかよくわからないから専門家の先生のアドバイスもらいたいといった申出はないですか。

【事務局】今のところはないです。

専門部会に諮る対象ですが、ここ2年の審議会での議論をまとめまして、まずは重点地区と重点路線の届け出対象となるものは全てお諮りするという形と、あとはその他スーパー、ホテル、ビルなどに伴う開発行為、大規模のものをお諮りするという形で考えております。

【C 委員】事前協議届け出ということで出てくる図面があるわけですよ。専門部会対象外はそれで良くて、行政の方から事前協議の場に出てきてるものなので、例えば明度の問題は基準がないので言えないですけども、そういう配慮をお願いするということは何かできる場なんだろうと思うんですよね。ですからそこで専門部会に回さなくとも、こういう景観配慮をここに書いてある、緑化の問題ですとか周りの景色に配慮しましょうということを書いていただくことも可能だと思うので、少しそういうのをガイドライン改訂でなくとも、こういう条件の場合には少しこういうアドバイスを行政の方からするみたいなものがあるとやりやすいことになるのかなというふうに思ったところです。

【事務局】日々の情報提供の中でも、何かそのようなご意見あればいろいろお伝えいただけたらありがたいところです。届出の前段階での相談等も多くありますので、その段階でお伝えできればと思います。

【B 委員】確かに数も含めてその規模によって一定の基準以上だったらこういう技術基準がかかるとかいろんな条件付きがある。それ以下だと逆にかからなくてそこを狙ってやる人も中にはいたりするんですけど、やっぱり今の話を聞いて重

点地区・路線に関しては従来通りこういう形できちっと見るような方向になってるんですが、古河市の考え方としてそれ以外のエリア、市自体が景観行政団体になってるわけですね。だからその大きなところでの考え方をきちっと伝える。それに見合った計画でお願いしますってことしかない。逆に言うと諮問されていない部分に関してはそう答えるしかなくなっちゃう。専門部会の方で何か回答する根拠となるものも用意しとかないと全部ぶれちゃうのでそれしかないんじゃないかなと思って。ここにかかれていることを超えることを言うことは事業者に不公平というふうに扱われてしまうんですね。ちょっとオーバーした発言だと思うんですが、重点地区で出てくる物件に関してこの指針の内容、コンセプトを事業者に対して議論できる場が出てくれば、いろんな試行にもなるしというふうには考えます。

【D 委員】古河市はこういうふうにしたいていうのをまず大前提として業者に伝える。具体的な規制じゃないんだけど考え方みたいなもの、こういう考え方に適用できるようなデザインにしてくださいみたいなことを文章化しておくのはありかもしれない。

【会長】各委員さんの問題意識を行政でちょっと受け止めておいて下さい。特に報告事項3についてご発言がないようでしたら、これで終了したいと思います。

それでは以上をもちまして、三つの報告事項については終了させていただきたいと思います。それでは市の方に進行をお返ししますのでよろしくお願いします。

【司会】会長につきましては議事の進行ありがとうございます。それではその他ということで事務局の方からご説明させていただきます。

【事務局】今後の事業展開について説明させていただきます。今年度は先ほどお話ししましたまちづくり事業を展開していった、委員の皆様から意見があったことを踏まえ来年度以降継続していければと考えております。

その他景観計画の情報発信をメインにアドバイザー制度の導入を図っていきます。今専門部会の方がまだ動いて実際に案件としてはないんですが、いずれはアドバイザー制度っていうものを導入していけるように検討していきたいなというふうに考えております。

もう一点が景観計画の見直し。今議論のありました審査の内容で、明度のことであったり太陽光発電、そういったものは届け出の対象になっていませんので、そこら辺ももう一度見直して景観計画の見直しも今後検討していきたいと考えております。

【会長】景観計画改定の際は市民の意見や委員の先生方の意見を取り入れることは重要なので、事前の協議は充分に進めてください。

【部長】 今日初めて参加させていただきまして委員の皆様から貴重なご意見をいただきまして、すごく勉強になりました。ありがとうございました。

今日出城ノモリそれからワークショップ等について、ちょっと説明の方させていただきましたけども、景観イベントを通じましてまずは重点地区を知ってもらったり、集まってもらってということもありますけどもそのためにこういったイベントを継続していくことが大事だなというふうに思っております。

今回も 30 名近くの方に参加いただいてワークショップをやっていくわけですが、この方たちは非常に意欲のある方だと思っておりますし、今後もですねそういったこのイベントを通じて、景観形成の方に繋げていければというふうに思っています。

先ほどお話もありました通り審議会は 1 年に 1 回はやりましょうということで、今後も貴重な意見をいただければなというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございました。それでは以上をもちまして令和 8 年度第 1 回古河市景観審議会の方を閉会させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

午後 11 時 30 分閉会